

昭和三十三年政令第三十三号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令

内閣は、銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項、第六条第二項、第十一條第五項（第二十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第三十条の規定に基き、この政令を制定する。

（産業の用途に供するため必要な銃砲）

**第一条** 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」といいう。）第四条第一項第二号の政令で定める銃砲は、鉛さい破碎銃とする。

（銃砲等の所持が許可される試験又は研究）

**第二条** 法第四条第一項第三号の政令で定める試験又は研究は、第一号又は第二号のいずれか及び第三号に掲げる要件を具備したものとする。

（他の製造に係る銃砲等）（法第三条第一項の銃砲等をいう。以下同じ。）を使用して行う

銃砲等、火薬類、矢若しくは防弾工具の性能の試験又は他の製造に係る銃砲等の複写その他の方法による研究で、銃砲等、銃砲、火薬類、矢又は防弾工具の国産化の促進、性能又は品質の改善その他生産の合理化に資するものである旨の国の関係行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。）又はその地方支分部局の長の証明を受けたもの

（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）

三 当該試験又は研究をする場所の構造設備が当該場所の所在地を管轄する都道府県公安委員会が危害予防上必要と認めて定める条件に適合するもの

（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）

四 一 オリンピック競技大会

二 アジア競技大会

三 近代五種競技世界選手権大会

四 世界射撃選手権大会

五 アジア射撃競技選手権大会

六 法第四条第一項第四号の政令で定める運動競技会は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

（空気銃等の所持が許可される十八歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）

七 法第五条第一項第一号の政令で定める運動競技会は、第三条第一項各号のいずれかに掲げるるものとする。

二 法第五条第一項第一号の政令で定める者は、日本スポーツ協会とする。

（公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月二日）

八日に財團法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下「日本スポーツ協会」という。）とする。

（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）

（運動競技会は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに掲げる運動競技会又は日本スポーツ協会若しくはその加盟競技団体が主催して行う次の各号のいずれかに掲げるものとする。）

一 国民スポーツ大会

二 日本陸上競技選手権大会

三 日本選手権水上競技大会

四 全日本スピードスケート選手権大会

五 近代五種競技日本選手権大会

六 日本アマチュア選手権自転車競技大会

七 日本カヌー選手権大会

八 法第四条第一項第五号の政令で定める者は、日本スポーツ協会とする。

（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）

（射撃競技用拳銃、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間）

二 空気拳銃を所持しようとする者 国民スポーツ大会

（射撃競技用拳銃、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間）

二 空気拳銃を所持しようとする者 第三条第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会と

一 空気銃（空気拳銃を除く。）を所持しようとする者 国民スポーツ大会

（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）

（第八条 法第五条の二第二項第一号の政令で定める者は、日本スポーツ協会とする。）

（用いて行う射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当である者について行うものとする。）

（第八条 法第五条の二第二項第一号の政令で定める者は、日本スポーツ協会とする。）

未遂罪等」という。又は同法第一百四十四条、第二百四十二条第三項、第二百四十三条（同法第二百四十条又は同項に係る部分に限る。）若しくは第二百六十条後段に規定する罪

二 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条、第二条又は第四条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的で行う行為に係るものに限る。）

三 決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）第二条又は第三条に規定する罪

四 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条に規定する罪（刑法第一百八条の罪を犯す行為に係るものに限る。）、暴力行為等処罰に関する法律第一条ノニに規定する罪又は同法第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百四十七条の二に規定する罪を犯した者がする行為又は人を傷害する行為に係るものに限る。）

五 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条に規定する罪（刑法第二百四十七条の二に規定する罪（人を負傷させたときに限る。）を犯す行為に係るものに限る。）

六 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十九条の二に規定する罪

七 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第二条に規定する罪

八 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第百四十二号）第二条に規定する罪

九 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）

十 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第四条に規定する罪

十一 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条第一項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪

十二 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第百三号）第九条第一項から第三項までに規定す

十三 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十一条第一項に規定する罪、同条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じせる行為に係るものに限る。）若しくはこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪又は同法第四十条に規定する罪

十四 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第五条に規定する罪

十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第六十七条に規定する罪

十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条（同条第一項第七号に係る部分に限る。）、第四条（同号に係る部分に限る。）若しくは第六条（同条第一項第一号に係る部分に限る。）に規定する罪又は同法第六条の二第一項若しくは第二項に規定する罪（同条第一項第一号に掲げる罪（同法第三条（同条第七号に係る部分に限る。）の罪、刑法第一百八条若しくは第二百九条第一項の罪、同法第一百七十九条第一項の罪（同法第八十八条又は第二百四条の罪、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九条第一項の罪、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第一項の罪、サリン等による人身被害の防止に関する法律第五十五条第一項の罪、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十七条第一項の罪又は放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）に当たる行為に係るものに限る。）

十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）

十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第四条に規定する罪

八　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十三条第一号に規定する罪

九　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第四十六条に規定する罪

十　職業安定制法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条第一号に規定する罪

十一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第一百九十七条第一項第五号（同法第二百五十八条に係る部分に限る。）若しくは第六号（同法第一百八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）、第一百九十七条の二第十三号（同法第一百五十八条に係る部分に限る。）、第一百九十七条の三又は第一百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号）（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

十二　船員職業安定制法（昭和二十三年法律第一百三十号）第一百十一条第一号に規定する罪

十三　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十二条の五に規定する罪

十四　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六十四条に規定する罪

十五　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十五条、第二百二十九条又は第二百三十三条第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪

十六　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第六十九条に規定する罪

十七　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十一条第一項に規定する罪

十八　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百五十六条第一号に規定する罪

十九　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第一百九十八号）第二百三十六条第四項に規定する罪

二十　モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七十六条に規定する罪

二十一　壳春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）第七条第二項又は第三項（同条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪

二十二　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一百二十六条第二項に規定する罪

二十三　航空機の強取等の处罚に関する法律第一条又は第四条に規定する罪



普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものとする。

**第十九条の二** 都道府県公安委員会は、法第五条の二第一項に規定する講習会（以下「クロスボウ講習会」という。）の開催の日時及び場所を決めるに当たっては、クロスボウの所持の許可又は許可の更新を受けようとする者が容易に受講することができるよう配慮しなければならない。

**第二十条** 都道府県公安委員会は、クロスボウ講習会を開催しようとするときは、開催予定期日の二十日前までに開催の日時及び場所その他クロスボウ講習会の開催に関し必要な事項を公表しなければならない。

**第二十一条** 都道府県公安委員会は、クロスボウ講習会における講習時間は、現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けたクロスボウを所持している者に対する行うものにあつてはクロスボウの所持に関する法令については一時間以上二時間以内、クロスボウの使用、保管等の取扱いについては三十分以上一時間以内とし、その他の者に対する行うものにあつてはクロスボウの所持に関する法令については一時間以上三時間以内、クロスボウの使用、保管等の取扱いについては一時間以上二時間以内とする。

**第二十二条** 法第五条の五第一項に規定する講習修了証明書の交付は、クロスボウ講習会の講習修了証明書の交付は、内閣府令で定めるところにより、法第五条の五第一項に規定する講習（以下「技能講習」という。）を受けることができる者に対する行うものとする。

**第二十三条** 法第五条の五第四項の規定により都道府県公安委員会が行わせることができる事務は、技能講習に関する事務のうち講習の課程を修了したかどうかの判定に関する事務及び技能講習修了証明書の交付に関する事務以外のものとする。

**第二十四条** 法第六条第二項の規定による許可の期間は、六十日を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

**第二十五条** 法第八条第九項（法第八条の二第四項、第十一条の八第五項、第九条の十二第四項、第十四条の二第八項及び第二十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃の売却は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

**第二十六条** 法第九条の五第一項に規定する射撃教習（以下この条において「射撃教習」といふこと）は、第二十条第二項の表の上欄に掲げる事項について行うものとする。

**第二十七条** 法第九条の六第一項の政令で定める基準は、当該獣銃の構造又は機能が次に掲げる要件に適合することとする。

**第二十八条** 法第九条の十一第一項の政令で定める基準は、当該獣銃又は空気銃の構造又は機能が前項各号に掲げる要件に適合することとする。

**第二十九条** 法第九条の十三第一項の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に

らかじめ技能検定の実施の日時、場所その他技術検定について必要な事項を通知するものとする。ただし、その者の申請を却下する場合は、この限りでない。

技能検定は、次の表の上欄に掲げる科目ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

科目	事項
2 獣銃操扱い	2 技能検定は、次の表の上欄に掲げる科目ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

科目	事項
2 獣銃操扱い	2 技能検定は、次の表の上欄に掲げる科目ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。
3 獣銃の保持その他獣銃の基本的な取り扱い	3 獣銃の保持その他獣銃の基本的な取り扱い
4 射撃の姿勢及び動作	4 射撃の姿勢及び動作
5 実包の装てん及び抜出しその他実包の取り扱い	5 実包の装てん及び抜出しその他実包の取り扱い
6 実包の点検	6 実包の点検
7 獣銃の点検	7 獣銃の点検
8 獣銃の操作	8 獣銃の操作
9 獣銃の保持	9 獣銃の保持
10 獣銃の操作	10 獣銃の操作
11 獣銃の保持	11 獣銃の保持
12 獣銃の操作	12 獣銃の操作
13 獣銃の保持	13 獣銃の保持
14 獣銃の操作	14 獣銃の操作
15 獣銃の保持	15 獣銃の保持
16 獣銃の操作	16 獣銃の操作
17 獣銃の保持	17 獣銃の保持
18 獣銃の操作	18 獣銃の操作
19 獣銃の保持	19 獣銃の保持
20 獣銃の操作	20 獣銃の操作
21 獣銃の保持	21 獣銃の保持
22 獣銃の操作	22 獣銃の操作
23 獣銃の保持	23 獣銃の保持
24 獣銃の操作	24 獣銃の操作
25 獣銃の保持	25 獣銃の保持
26 獣銃の操作	26 獣銃の操作
27 獣銃の保持	27 獣銃の保持
28 獣銃の操作	28 獣銃の操作
29 獣銃の保持	29 獣銃の保持
30 獣銃の操作	30 獣銃の操作
31 獣銃の保持	31 獣銃の保持
32 獣銃の操作	32 獣銃の操作
33 獣銃の保持	33 獣銃の保持
34 獣銃の操作	34 獣銃の操作
35 獣銃の保持	35 獣銃の保持
36 獣銃の操作	36 獣銃の操作
37 獣銃の保持	37 獣銃の保持
38 獣銃の操作	38 獣銃の操作
39 獣銃の保持	39 獣銃の保持
40 獣銃の操作	40 獣銃の操作
41 獣銃の保持	41 獣銃の保持
42 獣銃の操作	42 獣銃の操作
43 獣銃の保持	43 獣銃の保持
44 獣銃の操作	44 獣銃の操作
45 獣銃の保持	45 獣銃の保持
46 獣銃の操作	46 獣銃の操作
47 獣銃の保持	47 獣銃の保持
48 獣銃の操作	48 獣銃の操作
49 獣銃の保持	49 獣銃の保持
50 獣銃の操作	50 獣銃の操作
51 獣銃の保持	51 獣銃の保持
52 獣銃の操作	52 獣銃の操作
53 獣銃の保持	53 獣銃の保持
54 獣銃の操作	54 獣銃の操作
55 獣銃の保持	55 獣銃の保持
56 獣銃の操作	56 獣銃の操作
57 獣銃の保持	57 獣銃の保持
58 獣銃の操作	58 獣銃の操作
59 獣銃の保持	59 獣銃の保持
60 獣銃の操作	60 獣銃の操作
61 獣銃の保持	61 獣銃の保持
62 獣銃の操作	62 獣銃の操作
63 獣銃の保持	63 獣銃の保持
64 獣銃の操作	64 獣銃の操作
65 獣銃の保持	65 獣銃の保持
66 獣銃の操作	66 獣銃の操作
67 獣銃の保持	67 獣銃の保持
68 獣銃の操作	68 獣銃の操作
69 獣銃の保持	69 獣銃の保持
70 獣銃の操作	70 獣銃の操作
71 獣銃の保持	71 獣銃の保持
72 獣銃の操作	72 獣銃の操作
73 獣銃の保持	73 獣銃の保持
74 獣銃の操作	74 獣銃の操作
75 獣銃の保持	75 獣銃の保持
76 獣銃の操作	76 獣銃の操作
77 獣銃の保持	77 獣銃の保持
78 獣銃の操作	78 獣銃の操作
79 獣銃の保持	79 獣銃の保持
80 獣銃の操作	80 獣銃の操作
81 獣銃の保持	81 獣銃の保持
82 獣銃の操作	82 獣銃の操作
83 獣銃の保持	83 獣銃の保持
84 獣銃の操作	84 獣銃の操作
85 獣銃の保持	85 獣銃の保持
86 獣銃の操作	86 獣銃の操作
87 獣銃の保持	87 獣銃の保持
88 獣銃の操作	88 獣銃の操作
89 獣銃の保持	89 獣銃の保持
90 獣銃の操作	90 獣銃の操作
91 獣銃の保持	91 獣銃の保持
92 獣銃の操作	92 獣銃の操作
93 獣銃の保持	93 獣銃の保持
94 獣銃の操作	94 獣銃の操作
95 獣銃の保持	95 獣銃の保持
96 獣銃の操作	96 獣銃の操作
97 獣銃の保持	97 獣銃の保持
98 獣銃の操作	98 獣銃の操作
99 獣銃の保持	99 獣銃の保持
100 獣銃の操作	100 獣銃の操作
101 獣銃の保持	101 獣銃の保持
102 獣銃の操作	102 獣銃の操作
103 獣銃の保持	103 獣銃の保持
104 獣銃の操作	104 獣銃の操作
105 獣銃の保持	105 獣銃の保持
106 獣銃の操作	106 獣銃の操作
107 獣銃の保持	107 獣銃の保持
108 獣銃の操作	108 獣銃の操作
109 獣銃の保持	109 獣銃の保持
110 獣銃の操作	110 獣銃の操作
111 獣銃の保持	111 獣銃の保持
112 獣銃の操作	112 獣銃の操作
113 獣銃の保持	113 獣銃の保持
114 獣銃の操作	114 獣銃の操作
115 獣銃の保持	115 獣銃の保持
116 獣銃の操作	116 獣銃の操作
117 獣銃の保持	117 獣銃の保持
118 獣銃の操作	118 獣銃の操作
119 獣銃の保持	119 獣銃の保持
120 獣銃の操作	120 獣銃の操作
121 獣銃の保持	121 獣銃の保持
122 獣銃の操作	122 獣銃の操作
123 獣銃の保持	123 獣銃の保持
124 獣銃の操作	124 獣銃の操作
125 獣銃の保持	125 獣銃の保持
126 獣銃の操作	126 獣銃の操作
127 獣銃の保持	127 獣銃の保持
128 獣銃の操作	128 獣銃の操作
129 獣銃の保持	129 獣銃の保持
130 獣銃の操作	130 獣銃の操作
131 獣銃の保持	131 獣銃の保持
132 獣銃の操作	132 獣銃の操作
133 獣銃の保持	133 獣銃の保持
134 獣銃の操作	134 獣銃の操作
135 獣銃の保持	135 獣銃の保持
136 獣銃の操作	136 獣銃の操作
137 獣銃の保持	137 獣銃の保持
138 獣銃の操作	138 獣銃の操作
139 獣銃の保持	139 獣銃の保持
140 獣銃の操作	140 獣銃の操作
141 獣銃の保持	141 獣銃の保持
142 獣銃の操作	142 獣銃の操作
143 獣銃の保持	143 獣銃の保持
144 獣銃の操作	144 獣銃の操作
145 獣銃の保持	145 獣銃の保持
146 獣銃の操作	146 獣銃の操作
147 獣銃の保持	147 獣銃の保持
148 獣銃の操作	148 獣銃の操作
149 獣銃の保持	149 獣銃の保持
150 獣銃の操作	150 獣銃の操作
151 獣銃の保持	151 獣銃の保持
152 獣銃の操作	152 獣銃の操作
153 獣銃の保持	153 獣銃の保持
154 獣銃の操作	154 獣銃の操作
155 獣銃の保持	155 獣銃の保持
156 獣銃の操作	156 獣銃の操作
157 獣銃の保持	157 獣銃の保持
158 獣銃の操作	158 獣銃の操作
159 獣銃の保持	159 獣銃の保持
160 獣銃の操作	160 獣銃の操作
161 獣銃の保持	161 獣銃の保持
162 獣銃の操作	162 獣銃の操作
163 獣銃の保持	163 獣銃の保持
164 獣銃の操作	164 獣銃の操作
165 獣銃の保持	165 獣銃の保持
166 獣銃の操作	166 獣銃の操作
167 獣銃の保持	167 獣銃の保持
168 獣銃の操作	168 獣銃の操作
169 獣銃の保持	169 獣銃の保持
170 獣銃の操作	170 獣銃の操作
171 獣銃の保持	171 獣銃の保持
172 獣銃の操作	172 獣銃の操作
173 獣銃の保持	173 獣銃の保持
174 獣銃の操作	174 獣銃の操作
175 獣銃の保持	175 獣銃の保持
176 獣銃の操作	176 獣銃の操作
177 獣銃の保持	177 獣銃の保持
178 獣銃の操作	178 獣銃の操作
179 獣銃の保持	179 獣銃の保持
180 獣銃の操作	180 獣銃の操作
181 獣銃の保持	181 獣銃の保持
182 獣銃の操作	182 獣銃の操作
183 獣銃の保持	183 獣銃の保持
184 獣銃の操作	184 獣銃の操作
185 獣銃の保持	185 獣銃の保持
186 獣銃の操作	186 獣銃の操作
187 獣銃の保持	187 獣銃の保持
188 獣銃の操作	188 獣銃の操作
189 獣銃の保持	189 獣銃の保持
190 獣銃の操作	190 獣銃の操作
191 獣銃の保持	191 獣銃の保持
192 獣銃の操作	192 獣銃の操作
193 獣銃の保持	193 獣銃の保持
194 獣銃の操作	194 獣銃の操作
195 獣銃の保持	195 獣銃の保持
196 獣銃の操作	196 獣銃の操作
197 獣銃の保持	197 獣銃の保持
198 獣銃の操作	198 獣銃の操作
199 獣銃の保持	199 獣銃の保持
200 獣銃の操作	200 獣銃の操作
201 獣銃の保持	201 獣銃の保持
202 獣銃の操作	202 獣銃の操作
203 獣銃の保持	203 獣銃の保持
204 獣銃の操作	204 獣銃の操作
205 獣銃の保持	205 獣銃の保持
206 獣銃の操作	206 獣銃の操作
207 獣銃の保持	207 獣銃の保持
208 獣銃の操作	208 獣銃の操作
209 獣銃の保持	209 獣銃の保持
210 獣銃の操作	210 獣銃の操作
211 獣銃の保持	211 獣銃の保持
212 獣銃の操作	212 獣銃の操作
213 獣銃の保持	213 獣銃の保持
214 獣銃の操作	214 獣銃の操作
215 獣銃の保持	215 獣銃の保持
216 獣銃の操作	216 獣銃の操作
217 獣銃の保持	217 獣銃の保持
218 獣銃の操作	218 獣銃の操作
219 獣銃の保持	219 獣銃の保持
220 獣銃の操作	220 獣銃の操作
221 獣銃の保持	221 獣銃の保持
222 獣銃の操作	222 獣銃の操作
223 獣銃の保持	223 獣銃の保持
224 獣銃の操作	224 獣銃の操作
225 獣銃の保持	225 獣銃の保持
226 獣銃の操作	226 獣銃の操作
227 獣銃の保持	227 獣銃の保持
228 獣銃の操作	228 獣銃の操作
229 獣銃の保持	229 獣銃の保持
230 獣銃の操作	230 獣銃の操作
231 獣銃の保持	231 獣銃の保持
232 獣銃の操作	232 獣銃の操作
233 獣銃の保持	233 獣銃の保持
234 獣銃の操作	234 獣銃の操作
235 獣銃の保持	235 獣銃の保持
236 獣銃の操作	236 獣銃の操作
237 獣銃の保持	237 獣銃の保持
238 獣銃の操作	238 獣銃の操作
239 獣銃の保持	239 獣銃の保持
240 獣銃の操作	240 獣銃の操作
241 獣銃の保持	241 獣銃の保持
242 獣銃の操作	242 獣銃の操作
243 獣銃の保持	243 獣銃の保持
244 獣銃の操作	244 獣銃の操作
245 獣銃の保持	245 獣銃の保持
246 獣銃の操作	246 獣銃の操作
247 獣銃の保持	247 獣銃の保持
248 獣銃の操作	248 獣銃の操作
249 獣銃の保持	249 獣銃の保持
250 獣銃の操作	250 獣銃の操作
251 獣銃の保持	251 獣銃の保持
252 獣銃の操作	252 獣銃の操作
253 獣銃の保持	253 獣銃の保持
254 獣銃の操作	254 獣銃の操作
255 獣銃の保持	255 獣銃の保持
256 獣銃の操作	256 獣銃の操作
257 獣銃の保持	257 獣銃の保持
258 獣銃の操作	258 獣銃の操作
259 獣銃の保持	259 獣銃の保持
260 獣銃の操作	260 獣銃の操作
261 獣銃の保持	261 獣銃の保持
262 獣銃の操作	262 獣銃の操作
263 獣銃の保持	263 獣銃の保持
264 獣銃の操作	264 獣銃の操作
265 獣銃の保持	265 獣銃の保持
266 獣銃の操作	266 獣銃の操作
267 獣銃の保持	267 獣銃の保持
268 獣銃の操作	268 獣銃の操作
269 獣銃の保持	269 獣銃の保持
270 獣銃の操作	270 獣銃の操作
271 獣銃の保持	271 獣銃の保持
272 獣銃の操作	272 獣銃の操作
273 獣銃の保持	273 獣銃の保持
274 獣銃の操作	274 獣銃の操作
275 獣銃の保持	275 獣銃の保持
276 獣銃の操作	276 獣銃の操作
277 獣銃の保持	277 獣銃の保持
278 獣銃の操作	278 獣銃の操作
279 獣銃の保持	279 獣銃の保持
280 獣銃の操作	280 獣銃の操作
281 獣銃の保持	281 獣銃の保持
282 獣銃の操作	282 獣銃の操作
283 獣銃の保持	283 獣銃の保持
284 獣銃の操作	284 獣銃の操作
285 獣銃の保持	285 獣銃の保持
286 獣銃の操作	286 獣銃の操作
287 獣銃の保持	287 獣銃の保持
288 獣銃の	



銃砲刀剣類等の区分		先属帰
次項に掲げる銃砲刀剣類等以外の銃砲等、刀剣類又は準空気銃		
一 法第四条第一項第一号、第二号若しくは第二号の二に規定する銃砲等又は同項第六号道に規定する刀剣類	府県	
二 法第十四条に規定する美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類	府県	
三 法第二十二条に規定する刃物 (銃砲等又は刀剣類を仮領置しないでも危険がないと認められる場合)		
<b>第三十九条</b> 法第二十五条第一項ただし書に規定する仮領置しないでも危険がないと認められる政令で定める場合は、当該上陸しようとする者がその所持する銃砲等又は刀剣類をその乗つて来た船舶又は航空機に安全な方法で保管したまま入管法第十四条に規定する寄港地上陸、入管法第十四条の二に規定する船舶觀光上陸、入管法第十五条に規定する通過上陸又は入管法第六条に規定する乗員上陸をしようとする者である場合とする。		
(権限の委任)		
<b>第四十条</b> 法又はこの政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、法第二十六条の規定による銃砲等及び刀剣類の授受、運搬及び携帶の禁止又は制限に関するものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。		
前項の規定により方面公安委員会が行う処分に係る聴聞を行うに当つては、道公安委員会が定める手続に従うものとする。		
<b>附 則 抄</b>		
<b>(施行期日)</b>		
1 この政令は、法の施行の日（昭和三十三年四月一日）から施行する。		
<b>附 則（昭和三十三年三月三一日政令第五五号）</b>		
この政令は、昭和三十三年四月一日から施行する。		
<b>附 則（昭和三五年一二月一九日政令第三四〇〇号）</b>		
この政令は、公布の日から施行する。		
<b>附 則（昭和三七年九月七日政令第三四九号）</b>		

この政令は、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第七十二号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

び空氣銃の取扱いに關し必要な知識を修得させることを目的とする講習会で、昭和四十一年六月七日以後に開催されるものに限る。)における講習を受け、その課程を修了した者について

**第一** (施行期日)  
この政令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

**第一** (施行期日)  
この政令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成七年五月二六日政令第二二二号）

この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成七年法律第八十九号）の施行の日（平成七年六月十二日）から施行する。

附 則（平成七年六月九日政令第二三四号）

この政令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年六月一日）から施行する。

附 則（平成八年三月一五日政令第三〇号）

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一二月一九日政令第三七二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律（平成九年法律第一百七十七号）の施行の日（平成九年十二月三十一日）から施行する。

附 則（平成一〇年一一月二〇日政令第三六九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月二五日政令第四九号）抄

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月一四日政令第三二一号）

この政令は、地方分権の推進を図るための關係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成一一年一〇月一四日政令第三二三号）

この政令は、児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の施行の日（平成十一年十一月一日）から施行する。

附 則（平成一二年一月二一日政令第八号）

この政令は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百四十九号）



<p><b>附 則</b> (平成一九年八月三日政令第二十三号) 抄  <b>(施行期日)</b> 第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。</p> <p><b>第六十四条</b> 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p><b>附 則</b> (平成一九年九月一四日政令第二百七号) 抄  <b>(施行期日)</b> 第二条 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

<p>一 略</p> <p>二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十条の規定 法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年四月二四日政令第一二六号)  <b>(施行期日)</b> この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (平成二十一年六月一日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二一年八月二八日政令第二二四号)  <b>(施行期日)</b> この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (平成二十二年十二月四日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二二年五月一四日政令第一二七号)  <b>(施行期日)</b> この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (平成二十二年五月十八日) から施行する。</p>
---

<p><b>附 則</b> (平成二二年五月一四日政令第一二七号)  <b>(施行期日)</b> 第二条 この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十四年十月三十日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二二年五月一四日政令第一二八号)  <b>(施行期日)</b> 第二条 この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十四年十月三十日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二二年五月一四日政令第一二九号)  <b>(施行期日)</b> 第二条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 目次の改正規定、第一条の改正規定、第五条第六号の改正規定(同号ハに係る部分を除く)、第十一条の改正規定及び本則に一章を加える改正規定並びに附則第三条から第十五条までの規定 平成三十年四月一日</p> <p><b>附 則</b> (平成二二年五月一四日政令第一二九号)  <b>(施行期日)</b> 第二条 この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正に伴う経過措置</p>
---

<p>四 二、この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(次項において「改正法」といいう。)の施行の日(平成二十一年十二月四日)から施行する。  <b>附 則</b> (平成二二年五月一四日政令第一二九号)  <b>(施行期日)</b> 第二条 この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(次項において「改正法」といいう。)の施行の日(平成二十一年十二月四日)から施行する。</p> <p>五 二、この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(次項において「改正法」といいう。)の施行の日(平成二十一年十二月四日)から施行する。  <b>附 則</b> (平成二二年五月一四日政令第一二九号)  <b>(施行期日)</b> 第二条 この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(次項において「改正法」といいう。)の施行の日(平成二十一年十二月四日)から施行する。</p> <p>六 二、この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(次項において「改正法」といいう。)の施行の日(平成二十一年十二月四日)から施行する。  <b>附 則</b> (平成二二年五月一四日政令第一二九号)  <b>(施行期日)</b> 第二条 この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(次項において「改正法」といいう。)の施行の日(平成二十一年十二月四日)から施行する。</p>
---

に係る部分に限る。」、第二百四十四条前段又は  
第二百四十三条（旧刑法第二百四十二条前段に  
係る部分に限る。）（改正法附則第二条第一項の  
規定によりなお從前の例によることとされる場  
合におけるこれらの規定を含む。）に規定する  
罪は新令第十二条第三項第一号に掲げる罪とみ  
なし、改正法附則第三条の規定による改正前の  
盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年  
法律第九号）第四条（改正法附則第二条第一項  
の規定によりなお從前の例によることとされる  
場合における当該規定を含む。）に規定する罪  
（旧刑法第一百四十二条前段の罪又はその未遂  
罪を犯す行為に係るものに限る。）は新令第十  
二条第二項第六号に掲げる罪とみなす。

令第十二条第二項（第十一号（新金融商品取引法第百九十七条の二第三十三号（新金融商品取引法第百五十八条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第三号に掲げる者に該当することとなる者に対する同法第十二条第二項（第四号に係る部分に限る。）の規定による許可の取消し又は同法第十一条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定による年少射撃資格の認定の取消しについては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項第一号に規定する日本スポーツ協会の加盟地方団体から銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第二項第一号若しくは第三項第一号又は第九条の十三第一項の規定による推薦（以下この項において単に「推薦」という。）をされている者は、それぞれ、この政令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十二条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項に規定する日本スポーツ協会から推薦された者とみなす。

附 則（令和四年三月二十五日政令第九五号）抄

1  
（施行期日）  
この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

**第一条** (施行期日) 二号抄  
この政令は、法の施行の日から施行する。

この政令は、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和二年一〇月九日政令第三〇五号）  
この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則（令和三年六月一日政令第一六一號）抄**

附則（令和四年七月一日政令第二四三号）

（施行期日）  
1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則（令和三年一〇月一五日政令第一八五号）

この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

者への救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

**附 則（令和五年七月五日政令第二三五号）抄**

（施行期日）

**第一条** この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（銃砲刀劍類所持等取締法施行令の一部改正に伴う経過措置）

「スポーツ大会」に改める部分に限る。)を除く。)及び第四条の規定(文部科学省組織令第八十九条第四号の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

1 附則（令和四年一月四日政令第四号）抄  
（施行期日）  
この政令は、消費者被害の防止及びその回復

**第三条** 第三条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十二条第二項の規定の適用については、旧刑法第百七十六条、第百七十七条又は第百八十一条（旧刑法第百七十六条又は

号附則（令和二年四月三日政令第一四二抄）

の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六

第一百七十七条の罪に係る部分に限る。)に規定する罪は、同項第一号に掲げる罪とみなす。

(施行期日)  
**第一条** この政令は、情報通信技術の進展に伴う  
金融取引の多様化に対応するための資金決済に

月一日)から施行する。  
附 則(令和四年一月二八日政令第三四号)

附則（令和五年七月五日政令第二三六号）

関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一

(施行期日)  
号)

この政令は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像

(流包刀剣貢所等返審去施行令の一郎政王) 日から施行する。

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の施行の日から施行す

(鉱石刀銃砲刀劍類戸持等取締法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 (経過措置)  
この政令の施行の際現にこの政令による改正前  
の銃砲刀劍類所持等取締法施行令第十一  
条第

附則(令和六年一月三一日政令第二二号)抄